

## コンピュータ・ソフトウェアをめぐる著作権法と特許法

紋 谷 暢 男

1. 法の目的（文化の発展、産業の発達）
2. 権利の発生
  - a) 客体（著作物、発明＋特許要件）  
特許要件（産業上利用可能性＋新規性（新規性喪失の例外）＋進歩性＋  
先願範囲の拡大—公序良俗・公衆衛生を害する虞）
  - b) 主体（著作権、発明者＋承継人）  
（共同著作物・結合著作物、共同発明）  
（職務著作、職務発明）
  - c) 手続（無方式主義、審査公告主義＋先願主義）
3. 権利の性質（相対的な排他的独占権、絶対的な排他的独占権）
4. 権利の内容
  - a) 財産権（利用、業として実施）
  - b) 人格権（著作者人格権、発明者掲載権）
5. 権利の維持（———、特許料納付・実施義務）
6. 権利の変動
  - a) 譲渡（対抗要件、効力発生要件）
  - b) 利用許諾  
出版権、専用実施権（対抗要件、効力発生要件）  
利用権、通常実施権（対抗要件、対抗要件）
7. 権利の消滅
  - a) 期間（保護期間、存続期間＋延長制度）
  - b) 承継人不存在（相続人等不存在、相続人不存在）
  - c) 放棄
  - d) 特許料不納
  - e) 無効・取消審判
  - f) 取消
8. 権利の属地性（緩和、厳格）

著作権法

(昭和四五・五・六) (法四四)

第一(目的) 第一条 この法律は、著作物並びに表演、レコード、放送及び有線放送に關し著作物の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意し、著作者の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいふ。
二 著作人 著作物を創作する者をいふ。
三 プログラム 電子計算機を機能させるための指令を得ることを可能とするようにこれに対する指令を組み合わせたものと表現したものをいふ。
四 データベース 論文、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいふ。
五 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいふ。
六 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいふ。

(二次的著作物)

第三条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著物の著作物の権利に影響を及ぼさない。

(複製著作物)

第四条 複製物、データベースに該当するものを除く、以下同じとして、その素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

(データベース著作物)

第五条 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

(前項の規定は、同項のデータベースの部分構成する著作物の著作物の権利に影響を及ぼさない。)

(職務上作成する著作物の著作権)

- 第六条 法人その他使用者が以下二条において、法人等(以下「発注者」とする)の発注に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの著作物は、その作成の時に契約、勤務規則その他別段の定めがない限り、その法人等とする。
第七 法人等の発注に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作人は、その作成の時に契約、勤務規則その他別段の定めがない限り、その法人等とする。

(著作物の権利)

第七条 著作人は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十一条第一項に規定する権利(以下「著作人権」といふ)並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利(以下「並び権」といふ)を享有する。
第八 著作人権及び並び権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

(著作人権)

第九 著作人は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を除く)について、並びに公表し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても同様とする。
第十 著作人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する。
一 その著作物でまだ公表されていないもの著作権を譲渡した場合、当該著作物をその著作物の行使により公衆に提供し、又は提示すること。
二 その美術的著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を複製した場合は、これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提供すること。
三 第二十九条の規定によりその映画の著作物の複製権が映画製作者に帰属した場合、当該著作物をその著作物の行使により公衆に提供し、又は提示すること。(氏名表示)

(氏名表示)

第十一 著作人は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公表の提供若しくは提示に際し、その実名若しくは仮名を著作物として表示し、又は著作人名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公表(提供又は提示に際して)の原著作物の著作人名の表示についても同様とする。
第十二 著作物を利用する者は、その著作物の別段の意思表示がない限り、その著作物につき、その著作人が表示しているところに従つて著作名を表示することができる。
第十三 著作人名の表示は、著作物の利用の目的及び懸念に照らし著作人が創作者であることを主張する利益を著すおそれがないと認められるときは、公正な行に反しない限り、省略することができる。

(同一性保持権)

第十四 著作人は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の変更を受けないものとする。
第十五 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。
一 第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む)又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと思はれるもの。
二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変。
三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変。

(複製期間の原則)

第十六 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
第十七 著作権は、二箇に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後、共同著作物にあつては、最終に死した著作者の死後、次条第一項において同じ、五十年を経過するまでの間、存続する。

(複製権)

第十八 著作人は、その著作物を複製する権利を専有する。
第十九 著作人は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公」といふ)上演し、又は演奏する権利を専有する。
第二十 放送権 有線送信権等
第二十一条 著作人は、その著作物を放送し、又は有線送信する権利を専有する。
第二十二条 著作人は、放送され、又は有線送信されるその著作物を受信(口述権)
第二十三条 著作人は、その著作物を公に口述する権利を専有する。(展示権)

(展示権)

第二十四条 著作人は、その美術的著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。(上映権及び頒布権)
第二十五条 著作人は、その映画の著作物を公に上映し、又はその複製物により頒布する権利を専有する。
第二十六条 著作人は、その映画の著作物を公に上映し、又はその複製物(映画の著作物において複製されているその著作物を公に上映し、又は当該映画の複製物により頒布する権利)を専有する。(貸与権)

(貸与権)

第二十七条 著作人は、その著作物(映画の著作物を除く)を複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の複製物を除く)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。(翻訳権、翻案権等)
第二十八条 著作人は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。
第二十九条 二次的著作物の利用に關する原著物の権利
第三十条 二次的著作物の原著作物の著作人は、当該二次的著作物の利用に關し、この法に規定する権利で当該二次的著作物の著作人が有するものと同じの種類を権利を専有する。

(保護期間の原則)

第三十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
第三十二条 著作権は、二箇に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後、共同著作物にあつては、最終に死した著作者の死後、次条第一項において同じ、五十年を経過するまでの間、存続する。

(保護期間の原則)

第三十三条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
第三十四条 著作権は、二箇に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後、共同著作物にあつては、最終に死した著作者の死後、次条第一項において同じ、五十年を経過するまでの間、存続する。

(保護期間の原則)

第三十五条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
第三十六条 著作権は、二箇に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後、共同著作物にあつては、最終に死した著作者の死後、次条第一項において同じ、五十年を経過するまでの間、存続する。

(保護期間の原則)

第三十七条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
第三十八条 著作権は、二箇に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後、共同著作物にあつては、最終に死した著作者の死後、次条第一項において同じ、五十年を経過するまでの間、存続する。

(保護期間の原則)

第三十九条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
第四十条 著作権は、二箇に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後、共同著作物にあつては、最終に死した著作者の死後、次条第一項において同じ、五十年を経過するまでの間、存続する。

(保護期間の原則)

第四十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
第四十二条 著作権は、二箇に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後、共同著作物にあつては、最終に死した著作者の死後、次条第一項において同じ、五十年を経過するまでの間、存続する。

(保護期間の原則)

第四十三条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
第四十四条 著作権は、二箇に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後、共同著作物にあつては、最終に死した著作者の死後、次条第一項において同じ、五十年を経過するまでの間、存続する。

(保護期間の原則)

第四十五条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
第四十六条 著作権は、二箇に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後、共同著作物にあつては、最終に死した著作者の死後、次条第一項において同じ、五十年を経過するまでの間、存続する。

(保護期間の原則)

第四十七条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
第四十八条 著作権は、二箇に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後、共同著作物にあつては、最終に死した著作者の死後、次条第一項において同じ、五十年を経過するまでの間、存続する。

(保護期間の原則)

第四十九条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
第五十条 著作権は、二箇に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後、共同著作物にあつては、最終に死した著作者の死後、次条第一項において同じ、五十年を経過するまでの間、存続する。

(保護期間の原則)

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
第五十二条 著作権は、二箇に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後、共同著作物にあつては、最終に死した著作者の死後、次条第一項において同じ、五十年を経過するまでの間、存続する。

(保護期間の原則)

第五十三条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
第五十四条 著作権は、二箇に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後、共同著作物にあつては、最終に死した著作者の死後、次条第一項において同じ、五十年を経過するまでの間、存続する。

(保護期間の原則)

第五十五条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。
第五十六条 著作権は、二箇に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後、共同著作物にあつては、最終に死した著作者の死後、次条第一項において同じ、五十年を経過するまでの間、存続する。

(著作物の譲渡)  
第六一条 著作物は、その全部又は一部を譲渡することができる。

① 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。  
② 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特約されないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。(相続人の不在の場合等における著作権の譲渡)  
第六二条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。  
一 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法明治二十九年法律第八十九号第九百五十九条(相続財産の遺産消滅)の規定により遺産に帰属すべきこととなるとき。  
二 著作権者である法人が解散した場合において、その著作権が民法第七十二条第三項(残余財産の遺産消滅)その他これに準ずる法律の規定により遺産に帰属すべきこととなるとき。

第六三条 第二項の規定は、映画の著作物の著作権が前項の規定により消滅した場合について準用する。

### 第七節 権利の行使

(著作物の利用の許諾)  
第六三条 著作権者は、他に對し、その著作物の利用を許諾することができる。  
① 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

② 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができる。  
③ 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録音の許諾を含むものとする。

#### (共同著作物の著作人権の行使)

第六四条 共同著作物の著作人権は、著作権者全員の合意によらなければならない。行使することができる。  
① 共同著作物の各著作人は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。  
② 共同著作物の著作人は、そのうちからその著作人権を代表して行使する者を定めることができる。

③ 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に對抗することができない。  
第六五条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権(以下この条において「共有著作権」という。)については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。  
① 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。  
② 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がある限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。

③ 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

#### (著作物の登録)

第六七条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に對抗することができない。  
一 著作物の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。又は処分)の制限。  
二 著作権の目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は著作権若しくは担保する質権の消滅によるものを除く)又は処分)  
三 混同又は出版権若しくは担保する質権の消滅によるものを除く)又は処分)  
第六八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に對抗することができない。  
一 出版権の設定、移転、相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。又は処分)の制限。  
二 混同又は複製権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は出版権若しくは担保する質権の消滅によるものを除く)又は処分)の制限。

(出版権の登録)  
第六九条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に對抗することができない。  
一 出版権の設定、移転、相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。又は処分)の制限。  
二 混同又は複製権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は出版権若しくは担保する質権の消滅によるものを除く)又は処分)の制限。

(共同著作物等の権利侵害)  
第七〇条 共同著作物の各著作人又は各著作権者は、他の著作人又は他の著作権者の同意を得ないで、第六十二条の規定による請求又はその著作権の侵害に係る自己の持分に対する損害の賠償の請求若しくは自己の持分に応じた不当利得の返還の請求をすることができる。  
① 前項の規定は、共有に係る著作権又は著作人権の侵害に對して準用する。

## ●特許法

(昭和三四・四三)  
法一三二(一)

(目的)  
第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達を促進することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものである。

① この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいふ。  
② この法律で「発明」とは、次に掲げる行為をいふ。  
一 物の発明にあつては、その物を生産し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸し渡しを申出(譲渡又は貸し渡しのための展示を含む。以下同じ)をする行為。  
二 方法の発明にあつては、その方法を使用する行為。  
三 方法を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物を使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸し渡しを申出する行為。

#### (特許の要件)

第二九条 産業上利用することのできる発明をした者は、次に掲げる特許を申請し、その特許を受けることができる。  
一 特許出願前に日本国内において公然知られた発明。  
二 特許出願前に日本国内又は外国において頒布された発明。  
三 特許出願前にその発明の属する技術的分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたと認めらるる発明については、前項の規定にかかわらず、特許を受けることができる。  
第二〇条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊布物に記載された発明と同一の発明である場合において、その発明に係る特許を申請し、かつ、その特許出願に係る発明が同一の特許出願に規定する発明であることと証明する書を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならぬ。

(特許を受ける権利を有する者の範囲)  
第三〇条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊布物に記載された発明と同一の発明である場合において、その発明に係る特許を申請し、かつ、その特許出願に係る発明が同一の特許出願に規定する発明であることと証明する書を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならぬ。

① 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊布物に記載された発明と同一の発明である場合において、その発明に係る特許を申請し、かつ、その特許出願に係る発明が同一の特許出願に規定する発明であることと証明する書を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならぬ。

② 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊布物に記載された発明と同一の発明である場合において、その発明に係る特許を申請し、かつ、その特許出願に係る発明が同一の特許出願に規定する発明であることと証明する書を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならぬ。

③ 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊布物に記載された発明と同一の発明である場合において、その発明に係る特許を申請し、かつ、その特許出願に係る発明が同一の特許出願に規定する発明であることと証明する書を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならぬ。

④ 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊布物に記載された発明と同一の発明である場合において、その発明に係る特許を申請し、かつ、その特許出願に係る発明が同一の特許出願に規定する発明であることと証明する書を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならぬ。

第三二条 前除  
第三二条 公衆の秩序、善良の風俗又公衆の衛生を害すおそれがある明については、第二十九条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

第三三條 特許を受ける権利は、移転することができる。

第三四條 特許を受ける権利は、質権の目的とすることができ、特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができる。

第三五條 使用許 法人、國又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、國家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至つた行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたときは、職務発明について特許を受ける権利を承継し、発明者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

第三六條 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等の特許権を承継させることを定めた契約、勤務規則その他の条項は、無効とする。

第三七條 従業者等は、契約、勤務規則その他の定により、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専ら実施権を設定したときは、相當の対価の支払を受ける権利を有する。

第三八條 前項の対価は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるに於て使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。

第三九條 共同出願  
第三八條 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同しなければ、特許出願をすることができない。

第四〇條 優先権  
第三九條 同一の発明について異なる日以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願のみがその発明について特許を受けることができる。

第四一條 同一の発明について同日以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた一の特許出願のみがその発明について特許を受けることができ、協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれもその発明について特許を受けることができない。

第四二條 審査官による審査  
第四〇條 特許庁長官は、審査官に特許出願を審査させなければならぬ。

第四三條 審査官の資格は、政令で定めぬ。

（存続期間）  
第四四條 特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年もつて終了する。

第四五條 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全衛生の確保を目的とする法律の規定による特許その他の処分であつて当該発明の目的、手段等から見て当該発明の権利行使に相當の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることが二年以上できないときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

（特許権の効力）  
第四六條 特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専ら有する。ただし、その特許権について専ら実施権を設定したときは、専ら実施権者がその特許発明の実施をする権利を専ら有する（以下「専ら」といふ。）限りである。

第四七條 共有に係る特許権  
第七三條 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

第四八條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第四九條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第五〇條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第五一條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第五二條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第五三條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第五四條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第五五條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第五六條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第五七條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第五八條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第五九條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第六〇條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第六一條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第六二條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第六三條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第六四條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第六五條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第六六條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第六七條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第六八條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第六九條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第七〇條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第七一條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第七二條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

第七三條 特許権が共有に係るときは、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者は、業としてその特許発明の実施をすることができない。

（実施の場合の通常実施権の設定の認定）  
第七四條 特許発明の実施が継続して三年以上日本国内において進められていないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専ら実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。ただし、その特許発明に係る特許出願の日から四年を経過していないときは、この限りである。

第七五條 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、前項の特許発明の実施をしようとする者は、特許庁長官の認定を請求することができる。

（特許権の放棄）  
第七六條 特許権者は、専ら実施権者、質権者又は第三十五條第一項、第七七條第四項若しくは第七十八條第一項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第七七條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第七八條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第七九條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第八〇條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第八一條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第八二條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第八三條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第八四條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第八五條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第八六條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第八七條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第八八條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第八九條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第九〇條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第九一條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第九二條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第九三條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第九四條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第九五條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第九六條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第九七條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第九八條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第九九條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第一千〇〇條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第一千〇一條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第一千〇二條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

第一千〇三條 通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

（特許料の追納）  
第二二条

特許権者が第一項の規定により特許料を追納するときは、その期間内に、第八條第二項本文に規定する期間内に納付し、かつ、特許料及び第二項の追増特許料を納付しないときは、その特許権は、同條第三項本文に規定する期間経過の時にさかばつて消滅したものとみなす。

⑤ 特許権者が第一項の規定により特許料を追納するときは、その期間内に第八條第二項ただし書に規定する特許料及び第二項の追増特許料を納付しないときは、その特許権は、当該延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日、属する年の経過の時にさかばつて消滅したものとみなす。

（特許異議の申立て）  
第二三条

第一三條 何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、特許が次の各号の一に該当することと理由として特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる。

一 その特許が第十七條の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く）に對してされたとき。

二 その特許が第二十五條、第二十九條、第二十九條の二、第三十二條又は第三十九條一項から第四項までの規定に違反してされたとき。

三 その特許が条約に違反してされたとき。

四 その特許が第三十六條第四項又は第六項（第四号を除く）に規定する要件を満たしていない特許出願に對してされたとき。

五 外国語書面出願に係る特許の題書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内から生ずるとき。

（特許の無効の審判）  
第二四條

第二四條 特許が次の各号の一に該当するときは、その特許を無効にする（こと）として審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 その特許が第十七條の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く）に對してされたとき。

二 その特許が第二十五條、第二十九條、第二十九條の二、第三十二條、第三十八條又は第三十九條一項から第四項までの規定に違反してされたとき。

三 その特許が条約に違反してされたとき。

四 その特許が第三十六條第四項又は第六項（第四号を除く）に規定する要件を満たしていない特許出願に對してされたとき。

五 外国語書面出願に係る特許の題書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内から生ずるとき。

六 その特許が發明者でない者であつてその發明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に對してされたとき。

七 特許がされた後において、その特許権者が第二十五條の規定により特許権を享有することができない者になつたとき、又はその特許が条約に違反することとなつたとき。

八 その特許の題書に添付した明細書又は図面の訂正が第二十六條第一項ただし書若しくは第二項から第四項まで、第二十三條第四項第五項において準用する場合若しくは又は第二十三條第二項ただし書の規定に違反してされたとき。

（共同審判）  
第二五條

第二五條 同一の特許について第二十三條第一項又は第二十三條の二第一項の審判を請求する者が二人以上あるときは、これらのは、共同して審判を請求することができる。

⑥ 共有に係る特許権について特許権者に対し審判を請求するときは、共有者の全員を被請求人として請求しなければならぬ。

⑦ 特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならぬ。

⑧ 第一項若しくは前項の規定により審判を請求した者又は第二項の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

●私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和三十三年四月一日）  
（法五）  
第七五

第七〇條 特許又は実施権の取消し及び政府との契約禁止宣告（第一八九條又は第九十條の場合）において、裁判所は、情状により、刑の曹渡と同時に、左に掲げる宣告をすることができる。但し、第一号の宣告をするのは、その特許権又は特許發明の専用実施権若しくは通常実施権が、犯人に屬している場合に限り。

一 違反行為に供せられた特許権の特許又は特許發明の専用実施権若しくは通常実施権は取り消されるべき旨。

○工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約  
（昭和五〇・三・六）  
（条）

第四條の三  
發明者は、特許証に發明者として記載される権利を有する。